

在沖米海兵隊員による凶悪な蛮行・性的暴行事件等に関する意見書

昨年 11 月、沖縄本島中部で成人女性に性的暴行を加えけがをさせたとして、沖縄県警は 1 月 8 日、不同意性交致傷の疑いで在沖米海兵隊員を書類送検した。県内では、この 1 年余で米兵による女性暴行事件は 5 件も発生し、市内でも米兵の器物損壊事件や飲酒運転等が相次ぎ、市民と県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

本市議会は、昨年 6 月に「在沖米空軍兵による少女へのわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪事件に関する意見書と抗議決議」を全会一致で採択して、厳重に抗議し実効ある抜本的な再発防止策等を講ずるよう日米両国の関係機関に強く要求をした。

それにもかかわらず、同様の事件が発生したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪し、県民の安心・安全な生活を脅かすものであり、極めて遺憾で激しい怒りと憤りを禁じ得ない。事件を防止できなかった日米両国政府の責任は極めて重大である。

この沖縄は、戦後 80 年を経た今日もなお、全国の米軍専用施設面積の約 70.3 パーセントが集中し、県民は基地から派生する事件・事故・爆音・環境汚染等により、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担が強いられている。

今回の事件は、米軍や日米両国政府が綱紀粛正を強調し再発防止策を講じても、それが機能せず、同様の事件・事故が繰り返される沖縄の現実を明確に示すものとなっている。

よって、本市議会は、女性と県民の人権、生命、財産を守る立場から、在沖米海兵隊員による凶悪な蛮行・性的暴行事件と市内での器物損壊事件、飲酒運転等に関し、満身の怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 市民と県民が安全・安心して生活できる、実効性のある抜本的かつ具体的な再発防止策を講ずること。
- 3 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2025 年）1 月 20 日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長